

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業

概要: **スマート農業技術を導入し収益を増加**させようとする農業者に対し、**購入費用**を支援する。

補助率等: 補助率3分の2 上限額1,400万円 ※補助金予算総額7億円

補助対象: ①スマート農業機械等 ②スマート農業機械等の付属品等(※条件あり) ③ドローンの免許取得費用
※いずれも消費税は対象外

条件: ●今期の直前期に農業所得を税務申告している県内農業者であること
→ 作目、経営規模の大小、専業・兼業、個人・法人は問わない
●県が委託する業者による経営診断を受診すること
→ 経営診断の結果、収益の増加のが見込めると判断された農業者が交付申請できる
●**令和9年3月19日(金)までに農機等の納品・支払いを完了**させること
→ **完了できなければ補助を受けることができない(全額自己負担となる)**※予算の性質上翌年度に繰り越すことができないため

👉 機械等の**納期**は販売店などに早めに確認し、**確実な情報の把握**をお願いします！
👉 制度上、**例外を認めたり救済措置を設けたりすることはできません**

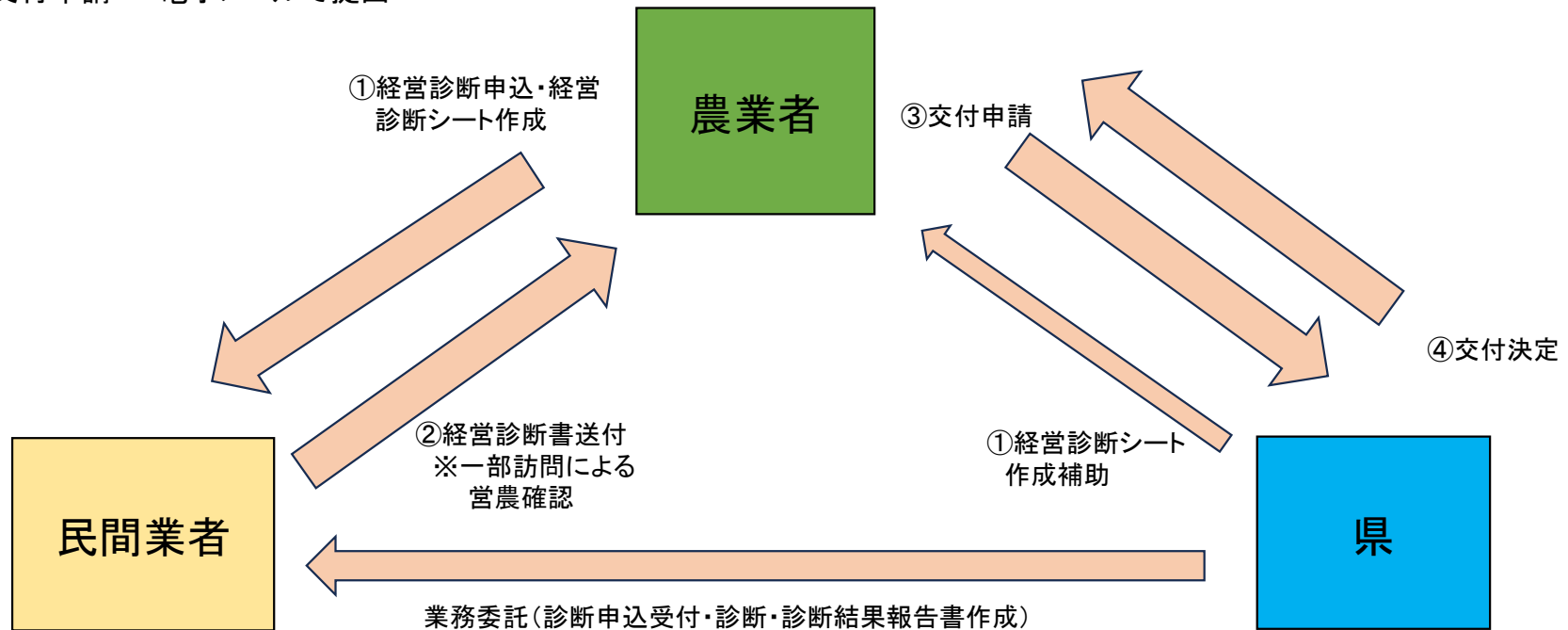
その他: 小規模なもの(事業総額が消費税込み55万円未満)は補助対象外
複数のスマート農機等を導入することも可
導入済みのスマート農機等を追加導入することも可

スマート農業機械等の具体例

主な対象品目	スマート農業技術
露地栽培全般 (主穀・野菜・ 果樹・花き・茶等)	GNSSレベラー、水田用水管理システム、高性能田植え機(レベル2無人自動運転)、高性能田植機(直進アシスト、可変施肥)、高性能コンバイン(収量等センサー、直進アシスト)、ロボットトラクタ(レベル2無人自動運転)、自動操舵機能付きトラクタ(直進アシスト等)、自動操舵システム(後付け)、GNSS車速連動型作業機、可変施肥機(施肥マップ等を活用)、農業用ドローン、ロボット草刈り機(遠隔操作、あるいは自動走行するもの)
施設栽培全般 (野菜・花き等)	統合環境制御装置、CO ₂ 施用装置(センサー制御のもの)、細霧冷房システム(センサー制御のもの)、
農業分野共通	防除ロボット(遠隔操作、あるいは自動走行するもの)、かん水システム(センサー制御のもの)、収穫ロボット、選別・出荷・調整ロボット(センサー等を活用するもの)、運搬ロボット(自立型多機能ロボット)、ほ場環境モニタリングシステム(ネットワークに接続でき、遠隔監視ができるもの)、経営・生産管理システム、技術伝承システム、病害虫診断システム
畜産	牛群管理システム(行動監視支援システム、繁殖管理システムを含む)、分娩監視システム、搾乳ロボット、哺乳ロボット、畜舎洗浄ロボット
その他	「スマート農業技術活用促進法」第2条第1項の定義に該当し、かつ市販されているもの

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業の仕組み (交付決定まで)

- 手続きはすべてオンラインです。
経営診断の申込…ウェブサイトで受付
交付申請…電子メールで提出



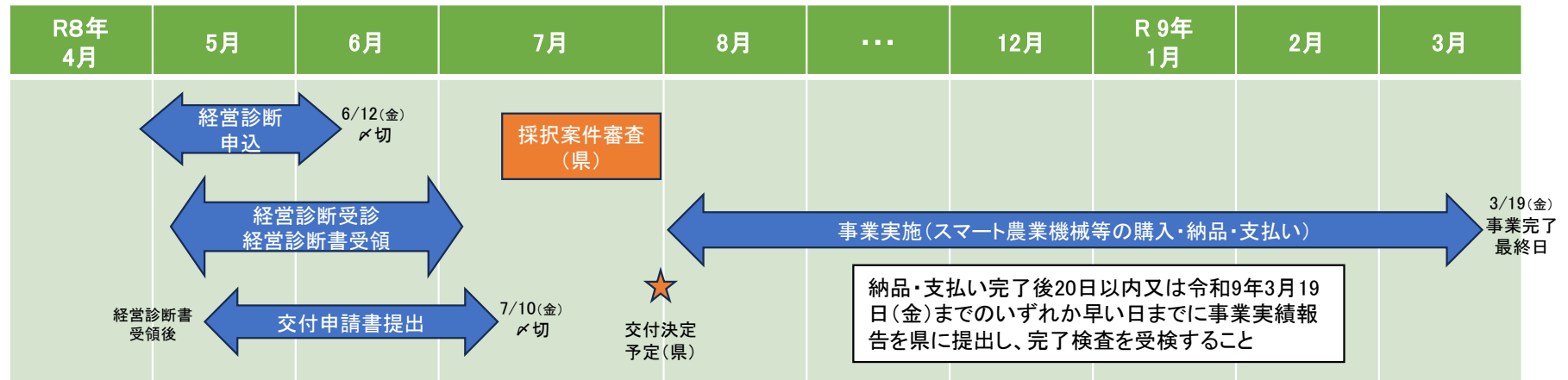
●本事業における経営診断

- ①スマート農業機械等の導入により増加する収益の額が
- ②スマート農業機械等の導入費用を
- ③上回るか、下回るか

を、所定の様式(経営診断シート)で確認する

- ☞ 前期分の税務申告書類をもとに実施
- ☞ 短期間で迅速に処理することを重視し、農業者の負担も少ない簡易的な内容
(経営診断シートに必要な事項を入力すれば、ほぼ自動計算。中小企業診断士がシートの内容を精査。)
- ☞ 上回る見込みが確認できれば補助申請ができる
- ☞ 経営診断シートの作成は県がサポート

●事業のスケジュール



総事業費別 補助金額・手続等一覧

スマート農機等導入価格 (消費税込) ※複数の場合は合計額	補助対象	補助金額	経営診断	補助申請添付
2,310万円超	○	1,400万円	書類審査 ＋ 中小企業診断士 による訪問 (経営実態確認)	経営診断書 農機等のカタログ等 2者以上の見積書
330万円～2,310万円	○	200万円～1,400万円	※農業者が希望する場合、 訪問時に1時間程度の 経営相談も実施可能	※中古を購入する場合は1者で可
55万円～330万円未満	○	33万3,333円～199万9,999円	書類審査のみ	経営診断書 農機等のカタログ等 見積書
55万円未満	×	—	—	—

補助対象・条件等

補助事業者	補助対象	補助率	条件
<p>埼玉県内に住所を置く農業者又は埼玉県内に主たる事業所を置く農業法人で次の1～3の要件をいずれも満たす者。</p> <p>1 スマート農業機械等を導入し、どのように収益を増加させるか、明確な意向を持っていること。</p> <p>2 今期の直前期に、事業内容に農業を含む税務申告を行っており、当該税務申告書の控え及び領収書・台帳などの税務申告の根拠資料すべてを保有していること。</p> <p>3 別に定める経営診断の結果、スマート農業機械等の導入により収益が増加する見込みであることが確認されていること。</p>	<p>次の1～3に該当するもの。ただし、消費税は補助対象外とする。また、事業費の合計額が消費税込みで55万円に満たない場合は補助対象外とする。</p> <p>1 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号)第2条第1項に規定される「スマート農業技術」が組み込まれた農業機械、農業用ソフトウェア等(以下、「スマート農機等」という。)の購入にかかる費用。 なお、設置工事・初期調整・登録などが必要な場合及び電動式で予備バッテリー等とセットで販売されている場合はそれらの費用も含む。また、複数のスマート農機等をまとめて導入すること及び導入済みのスマート農業機械等の追加導入も可とする。 【具体例】・自動操舵システム(機能を内蔵する農業機械、農業機械に後付けするシステムいずれも可) ・農業用ドローン ・統合環境制御装置 など</p> <p>2 1のスマート農機等を活用する上で必要と認められる付属品等で、かつ、単体では使用できないもの(不動産・消耗品は除く)の購入にかかる費用。ただし、上限は次のとおりとする。 (1)自動操舵内蔵トラクタ等の場合はアタッチメント1種類1台まで (2)統合環境制御装置の場合は規模に応じて必要と認められる範囲内(※スマート農機等の価格の30%を超える場合、経営診断申込前に必ず県に相談すること) (3)(1)(2)以外の場合はスマート農機等の価格の30%以内(ただし、1で予備バッテリー等とセットで販売されているものを選択する場合、更なる予備バッテリー等の購入は認めない)</p> <p>3 農業用ドローンを購入する場合、ドローンの免許取得にかかる費用。</p>	<p>3分の2以内</p> <p>上限額 1,400万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収益の増加を目的としてスマート農業機械等を導入すること。 ・正規雇用者及びその賃金を削減する内容を含む取組みでないこと。 ・補助対象の1及び2については、令和9年3月19日(金)までに納品・支払いが完了できるものであること。 また、原則として新品であること。ただし、「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(1年未満は切り捨て)が2年以上の中古農業機械等も対象とすることができる。なお、中古農業機械等を導入する予定の場合でも、経営診断は新品での導入を想定した内容で受診すること。 ・補助対象の3については令和9年3月19日(金)までに取得・支払いが完了できるものであること。 ・導入したスマート農業機械等について、農機具共済、民間事業者が提供する保険等に参加すること。 ・導入したスマート農業機械等を用い、速やかに経営診断を受けた内容の農業経営を実践すること。 ・令和10年度に、県が別途定める様式により、導入の効果や感想について報告書を作成し、県に提出すること。

交付決定時の採択基準

交付申請があった案件については、

- ①区分1に該当するもの
- ②区分2に該当するもの
- ③区分3に該当するもの
- ④区分4に該当するもの

の順に、予算満額に達するまで採択する。

同一区分中の案件については、収益の向上率(前期の農業経営が赤字だった農業者は売上額の向上率)が高いものから順に採択する。

区分	
1	導入するスマート農業機械等を用いて埼玉県が行う農業施策に参加する予定の案件 (例:埼玉県施設園芸データ共有システム など)
2	初めて当該スマート農業機械等を導入する案件
3	複数のスマート農業機械等を導入する場合で初めて導入するスマート農業機械等が含まれる案件
4	1、2、3以外の案件 (例:導入済みのスマート農業機械等の追加導入 など)

事業に関するお問い合わせ先

農林振興センター名	連絡先	管轄市町村
さいたま農林振興センター 農業支援部	Tel: 048-822-1007 Mail:p22249f0@pref.saitama.lg.jp	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町
川越農林振興センター 農業支援部	Tel: 049-242-1804 Mail:r42181f1@pref.saitama.lg.jp	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
東松山農林振興センター 農業支援部	Tel: 0493-23-8582 Mail:s23853f3@pref.saitama.lg.jp	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父農林振興センター 農業支援部	Tel: 0494-25-1310 Mail:t24721f4@pref.saitama.lg.jp	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
本庄農林振興センター 農業支援部	Tel: 0495-22-3116 Mail:u22615f5@pref.saitama.lg.jp	本庄市、美里町、神川町、上里町
大里農林振興センター 農業支援部	Tel: 048-526-2210 Mail:k262210@pref.saitama.lg.jp	熊谷市、深谷市、寄居町
加須農林振興センター 農業支援部	Tel: 0480-61-3911 Mail:g62477f7@pref.saitama.lg.jp	行田市、加須市、羽生市
春日部農林振興センター 農業支援部	Tel: 048-737-6311 Mail:n37213f8@pref.saitama.lg.jp	春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町